

『滋賀県既存建築物耐震改修促進計画』の策定について

1. 『耐震改修促進計画』の経緯と概要

(1) 当初計画（平成 9～18 年度）

阪神・淡路大震災を受けて『耐震改修促進法』が制定され、木造住宅と不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化に取り組む。

(2) 現行計画（平成 18～27 年度）

新潟中越地震等を受けて『耐震改修促進法』が改正され、耐震化に取り組む建築物の規模引下げ、危険物取扱建物や道路を閉塞する恐れのある建築物の追加等。県内における住宅および特定建築物の平成 27 年度末耐震化率の目標を 90 % と定めて取り組む。

(3) 次期計画（平成 28～37 年度）

東日本大震災を受けて『耐震改修促進法』が改正され、地震に対する更なる安全性向上を目指す特定建築物の区分ごとに取り組む。『耐震改修促進法』第 5 条の規定に基づき、平成 27 年度に策定予定。

2. 現行計画における耐震化の現状

■耐震化率目標の達成状況

- ・現計画中間点検時点（平成 23 年 6 月）で、平成 27 年度末の住宅の耐震化率を 85%、特定建築物の耐震化率を 93.5% と推計
⇒ 特定建築物は目標達成するものの、住宅は目標を達成できない見込み
- ・住宅・土地統計調査の結果から、平成 25 年度の住宅の耐震化率を 81% と推計

■国の『新成長戦略』、『住生活基本計画』による目標設定

- ・住宅の耐震化率を平成 32 年までに 95% とする目標を設定

3. 次期計画策定の目的と方針

建築物の耐震化に対する今後 10 年間の取組目標と必要な施策等を計画する。

- 住宅の耐震化について、進捗状況を踏まえて新たに耐震化目標を設定する。
- 住宅以外の建築物の耐震化について、耐震改修促進法改正を受けて、積極的に取り組むため、新たに耐震化目標を設定する。
- 目標設定に当たっては、耐震診断義務付け対象建築物、指示対象建築物および指導・助言対象建築物ごとにより具体的な目標を定める。
- 県内市町に対して、それぞれの既存建築物耐震改修促進計画の策定を求め、市町と連携した建築物の耐震化の施策を立案する。

4. 計画策定のスケジュール

- 8 月中に基礎調査、資料収集、分析等を実施し、9 月末までに素案を作成。
- 11 月に県民政策コメント、平成 28 年 1 月に次期計画策定、2 月に公表。
- 県民政策コメント実施の前後および計画策定の際に議会報告。